

議案第48号

関市有線放送施設条例の一部改正について

関市有線放送施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、この条例を定めようとする。

関市有線放送施設条例の一部を改正する条例

関市有線放送施設条例（平成16年関市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「86,400円」を「88,000円」に改める。

第7条第1項の表テレビ放送サービスの項中「1,836円」を「1,870円」に改め、同表インターネット接続サービスの項中「4,600円」を「4,688円」に改め、同表メールアドレス追加サービスの項中「540円」を「550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の加入に係る加入負担金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の加入に係る加入負担金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。